

研究所 月報 2025.6

学生アルバイトの健康保険の扶養基準 年収150万円まで拡大へ

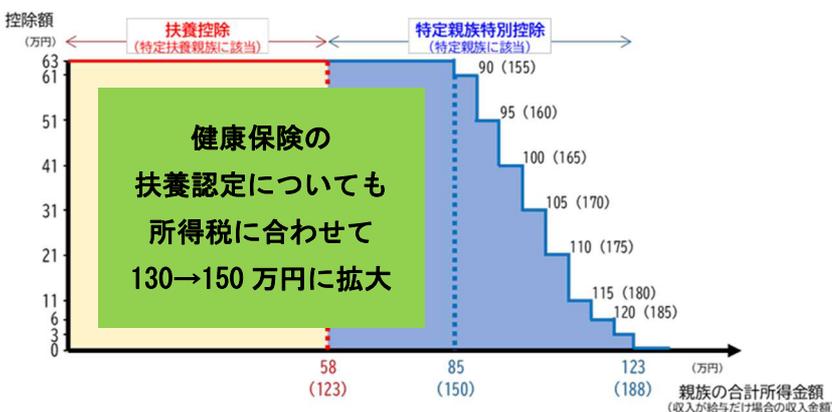
2025年度の税制改正において、現下の厳しい人手不足の状況における就業調整対策等の観点から、19歳以上23歳未満の人（特に大学生のアルバイトを想定）について、特定扶養控除の要件の見直し及び特定親族特別控除の創設が行われます（2025年12月1日施行）。

これにより**所得税**においては、給与収入150万円まで得たとしても、その親等が特定扶養控除と同額（63万円）の所得控除を受けられるようになります。

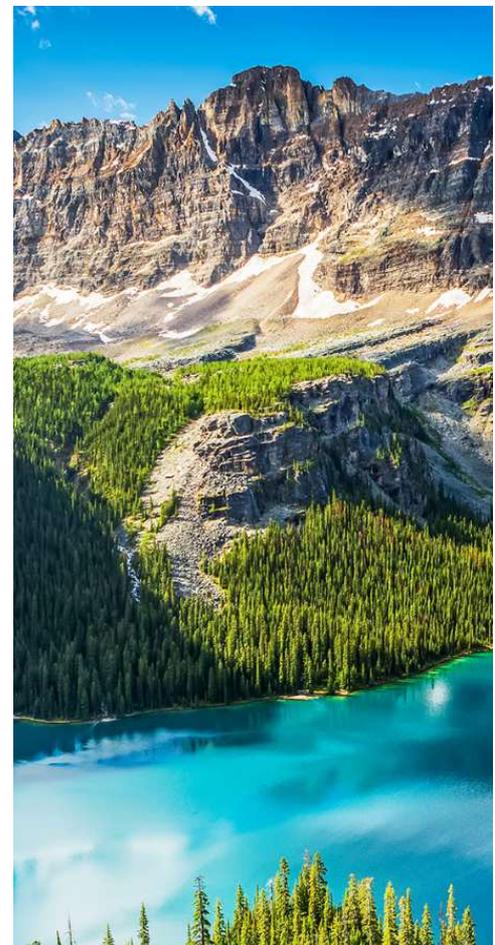
今回の見直しに伴い、19歳以上23歳未満の人の**健康保険**の認定対象者の年間収入に係る認定要件も2025年10月から変更の方向が示されました。

具体的には、本来は年間収入に係る認定要件の額が現状130万円未満であるところ、当該認定対象者（被保険者の配偶者を除く）が19歳以上23歳未満である場合にあっては150万円未満として取り扱うというものです。

【参考：居住者が生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族を有する場合に受けられる控除】



現状はパブリックコメントの手続きが取られており、今後、意見を踏まえた上で確定される予定です。



採用競争力向上のために —— 注目される手当は？

新卒採用で苦勞している企業が多い中、企業の魅力を如何に高めようか苦勞されているケースがよく見られます。そこで本日は、マイナビが2026年卒業予定の全国の大学生、大学院生を対象に実施した調査の中から、学生が就職先に求める福利厚生制度について取り上げたいと思います。

学生が企業に安定性を感じるポイントは「福利厚生が充実している」が最多の57.3%となっており、福利厚生が学生にとっては安定感を感じるポイントになっている訳ですが、具体的に彼らが就職先に求める福利厚生制度は何かのでしょうか？

- 57.0 % 交通費支給制度
- 53.6 % 住宅手当・家賃補助制度
- 42.7 % 在宅ワーク・リモートワーク制度
- 36.6 % 有給取得率向上施策
- 36.2 % 退職金制度
- 32.2 % 時間単位で有給が取得できる制度
- 30.9 % 健康診断の受診補助制度
- 28.1 % 短時間勤務制度
- 27.5 % 食事補助制度
- 26.6 % 週休3日制度



トップの「交通費支給制度」は、大半の企業で実施されていると思われませんが、「住宅手当・家賃補助制度」が過半数を超え、2位に入っている点が注目ではないでしょうか。昨今の物価上昇などの影響を受け、新卒に限らず、全体的に従業員の生活を直接支援するような福利厚生への関心が高まっています。

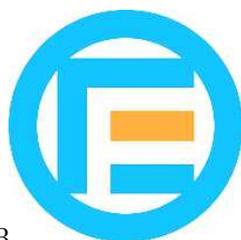
住宅に関しては、誰しもが何らかの住宅を調達し、居住していることから、福利厚生的な意味合いでの住宅支援策は中期的に縮小し、遠隔地からの採用や転勤のための社宅の充実という方向が強かったと思いますが、ここに来て、転換点を迎えつつあるように感じます。

ひらたコラム

初めて自分の車を持ったのは10年ほど前。モノが詰めて、見た目も愛らしいダイハツの商用バン、ハイゼットカーゴ（通称ピコリック）に乗り続けました。自家塗装にも挑戦し、たいそう気に入って乗っていたのですが、この度ついに乗り換えと相成り、軽バン→普通車になったのです。

新たな営業部長はスズキのスイフトスポーツ（通称リンダ）、色はスズキの伝統的な競技車両のカラーであるチャンピオンイエロー。黄色いだけで十分かわいいのですが、バイクと合わせてライトブルーをあしらってみました。エンブレムはやっぱり赤にして…なんて言っているとオタクみたいですが、オタクです。

ピコリックは定年再雇用となったので、これからもがんばってもらいます。



発行／2025年5月30日 第157号
平研究所 代表・社会保険労務士 平田 さやか
733-0865 広島県広島市西区草津本町 9-18-201
TEL 082-530-2344 / FAX 082-553-0544
Mail info@tairaken95.com
URL http://tairaken95.com

